

## 議事日程第1号

平成19年11月20日(火)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第75号)

提案理由の説明(市長)、質疑

第4 決算特別委員会設置、付託

第5 議案上程(議案第76号から第79号まで及び報告第11号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(24人)

1番 中 田 敏 彦	2番 吉 田 清 孝	3番 三 浦 利 通
4番 古 仲 清 紀	5番 柳 楽 芳 雄	6番 高 野 寛 志
7番 船 木 正 博	8番 中 田 謙 三	9番 佐 藤 巳次郎
10番 吉 田 直 儀	11番 畠 山 富 勝	12番 越 後 貞 勝
13番 三 浦 桂 寿	14番 木 元 利 明	15番 船 木 金 光
16番 安 田 健次郎	17番 笹 川 圭 光	18番 船 橋 金 弘
19番 中 田 俊 雄	20番 大 森 勝 美	21番 佐 藤 美 子
22番 杉 本 博 治	23番 高 桑 國 三	24番 船 木 茂

---

## 欠席議員(なし)

---

## 議会事務局職員出席者

事務局長	佐沢篤雄
副事務局長	小玉一克
係長	木元義博

主査　畠山 隆之  
主任　武田 健一

---

説明のため出席した者

市長	佐藤 一誠	副市長	伊藤 正孝
教育長	高橋 金一	監査委員	加藤 金一
総務企画部長	板橋 繼喜	市民福祉部長	西方 文太郎
国体事務局長	齊藤 憲雄	企画政策課長	下間 秀春
総務課長	湊 正人	財政課長	武田 英昭
福祉事務所長	佐藤 誠一	農林水産課長	三浦 光博
観光課長	菅原 正幸	商工港湾課長	飯沢 吉三
都市下水道課長	浅野 光男	若美総合支所長	加藤 透
会計管理者	沖口 重博	選管事務局長	佐藤 龍雄
監査事務局長	佐々木 邦子	農委事務局長	伊藤 利信
教育総務課長	戸部 秀悦		

## 午前10時02分 開会

○議長（船木茂君） おはようございます。これより平成19年11月臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（船木茂君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（船木茂君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

19番中田俊雄君、20番大森勝美君を指名いたします。

---

### 日程第3 議案第75号の上程

○議長（船木茂君） 日程第3、議案第75号を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議案第75号 平成18年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について

---

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 皆さんおはようございます。

本日、平成19年11月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、平成18年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定など6件ですが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、第62回国民体育大会「秋田わか杉国体」についてあります。

大会は、9月29日から10月9日までの11日間の日程で、本市ではセーリング、剣道、ボクシングの全種別とラグビーフットボール成年男子の4種目を開催し、全国各地から選手・監督1, 868人の参加を得ました。

また、競技の直接的運営に携わる競技会役員825人、競技役員692人、競技補助員352人に、間接的運営に携わる競技会係員667人、国体ボランティア1, 598人、合わせて4千134人のご協力をいただいたところであります。

大会は、セーリングで全日程を消化できない種目もありましたが、おおむね天候にも恵まれ、剣道で4種目完全制覇、ラグビーの初優勝など、躍進を遂げた秋田県選手の活躍もあって、各会場は選手と3万7千人の観客が一体となった熱戦が展開されました。

また、大会期間中の10月3日には、多くの市民がお出迎えする中、瑠子女王殿下が剣道を、同7日には、常陸宮同妃両殿下がボクシングをそれぞれ御視察されました。

こうした中で、総合で天皇杯、皇后杯を獲得するという悲願が達成され、県民に夢と希望を与えたところであります。

国体の開催にあたりましては、市民総参加による「まごころ」のこもったおもてなしができるよう様々な準備を行ってまいりましたが、この大会を通じ、本市から全国へ友情と交流の輪が広がり、スポーツの持つ魅力を感じ合い、喜びを共有していただいた、いつまでも心に残る大会であったと思っております。

さらに、「国体の成功」という大きな目標に向かって行政と市民が一人一役でともに支え、ともに協力し合い取り組んだことで、市民同士のつながりが一層深まり、新たな一体感が芽生え、同時に市民に大きな誇りと自信を与えてくれたものと確信しております。

46年ぶりに開催された国体は、スポーツの祭典にふさわしく、熱い感動とさわや

かな思い出を残して、盛会のうちに幕を閉じることができました。

これまで長年にわたりご支援、ご協力いただきました市民の皆様をはじめ、市議会、関係機関、各団体など全ての皆様に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、今後も団体を契機に培った相互の連帯感を生かし、スポーツの振興と健康で心豊かな住みよい地域共同社会の実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、中学校の統合についてあります。

市内の児童生徒数の減少に伴い、「小・中学校の在り方を考える協議会」からご提言をいただいた統合計画案に基づき、本年度は、5月から五里合中学校及び払戸中学校で、保護者と学区全体を対象とした説明会を実施してまいりました。

その結果、平成20年4月1日に五里合中学校は潟西中学校へ、同じく払戸中学校は男鹿東中学校へ統合することで同意が得られ、五里合中学校は11月2日に、払戸中学校は11月13日に、関係者代表と確認書の取り交わしをいたしたところであります。

市といたしましては、今後、統合にあたっての環境づくりに誠意を持って取り組んでまいる考えであります。

次に、平成13年12月に発覚した本市における元嘱託職員による国民年金保険料の着服事案の告発の件についてであります。

本事案については、当時、「国民年金収納事務事故調査対策班」を設置して状況調査を実施し、着服分については全額弁済され、保険給付についても影響がないものと判断し、刑事告発はしなかったものであります。その調査結果については、秋田社会保険事務局及び議会にご報告を申し上げ、市報で市民へ周知するとともにマスコミ等へも公表されたものであります。また、私をはじめ、関係職員の処分についても厳正に処理いたしております。

しかし、このたび10月2日付けで社会保険庁から、いまだ公訴時効が成立していない年金保険料の着服事案については、告発を含め、可能な限りの厳正な対応を要請されました。そのため、市といたしましても十分協議・検討を行った結果、告発はないことを決定し、10月12日付けで社会保険庁に報告しております。

この報告を受けて10月24日に、秋田社会保険事務局が男鹿警察署に本事案について告発をいたしております。

現在、男鹿警察署において、本件についての捜査を進めており、関連書類の提出や、関係職員の事情聴取などが行われております。

今後、市といたしましても、本捜査に対してできる限りの協力に努めるとともに、捜査の推移を見守ってまいりたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わり、ただいま議題となりました議案第75号平成18年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、平成18年度一般会計の決算額は、歳入総額で166億4千970万5千883円、歳出総額では163億6千19万6千766円となったもので、この結果、歳入歳出差引残額は2億8千950万9千117円となります。このうち、繰越明許費等の財源として2千432万8千633円を繰り越しましたので、実質収支額は2億6千518万484円となったものであります。

この剰余金のうち、1億3千500万円を財政調整基金に積立てし、残額の1億3千18万484円を平成19年度一般会計に繰り越ししたものであります。

平成18年度は、国の三位一体改革等により、地方交付税が大幅に削減されるなど厳しい財政状況が続く中、平成17年12月に策定した行政改革大綱に基づき、人件費の削減や市債発行の抑制に努めるなど、行政改革に積極的に取り組み、限られた財源の適切かつ効率的な運用を図り、財政の健全性に努め、市民福祉の向上と地域の速やかな一体化に取り組んでまいりましたところであります。

その主な施策・事業といたしましては、船越払戸線道路改良、本内2号線道路改良、凍結防止剤散布車導入、内子第2団地公営住宅建設、公営住宅ストック総合改善、道村地区コミュニティセンター建設など、各種事業が完了したほか、新たに保量川並びに金川川雨水幹線整備のため、特別会計への繰り出しを行うとともに、引き続き広域廃棄物処理施設整備事業をはじめ、観光案内機能施設整備事業、男鹿温泉郷環境整備事業などを推進し、さらに三本松橋本線、船越踏切駅前線、申川鵜木線、打ヶ崎飯の森線など、道路改良事業やなまはげラインの道路修繕事業のほか、秋田わか杉国体開催に向け、陸上競技場や総合体育館の駐車場の改修などを実施してきたところであります。

また、ラジオ番組を活用したイベント等の情報発信や映画ロケへの支援、教育旅行

の招致など観光誘客宣伝事業を実施し、観光振興対策の充実を図ったほか、生産基盤の強化を図るため、浦田地区、若美北部地区並びに若美中央地区の担い手育成基盤整備事業や岩倉又地区、仁井沢地区、一ノ目潟地区及び鶴木地区のため池等整備事業などを推進するとともに、若美漁港地域水産物供給基盤整備事業、門前漁港活性化対策事業及び湯之尻漁村再生交付金事業を実施したほか、種苗放流等による資源の回復に努め、漁業の振興を図ってきたところであります。

また、商工業振興促進雇用奨励金、施設整備助成金、市融資制度の活用など、地元中小企業の経営基盤と雇用機会の拡大に努めるとともに、商工会の事務所移転への助成を行ったところであります。

さらに、教育環境の整備充実を図るため、船越小学校耐震補強・大規模改造事業を実施したほか、脇本保育園に地域子育て支援センターを設置するとともに、新たに休日保育並びに病後時保育を開始したほか、乳児養育支援金や第三子以降の出産祝金の支給など、少子化対策や障害者の自立支援対策、介護予防のための地域支援事業への取り組み、脇本城跡の環境整備など、各般にわたり諸施策を実施し、地域経済の活性化を図るとともに、市民福祉の向上に努めてきたところであります。

以上、一般会計の決算概要について申し上げましたが、これら各般にわたる施策・事業を推進することができましたことは、議会をはじめ市民各位のご理解とご協力の賜であり、深く感謝を申し上げます。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入が43億6千911万8千144円、歳出が42億6千745万8千71円、歳入歳出差引残額は1億166万73円となったものであります。

老人保健特別会計では、歳入が50億3千462万9千267円、歳出が50億101万2千212円、歳入歳出差引残額は3千361万7千55円となったものであります。

診療所特別会計では、歳入が2千761万8千174円、歳出が2千443万5千300円、歳入歳出差引残額は318万2千874円となったものであります。

介護保険特別会計では、歳入が29億3千293万2千332円、歳出が28億4千61万9千801円、歳入歳出差引残額は9千231万2千531円となったものであります。

デイサービス事業特別会計では、歳入が1億5千76万1千820円、歳出が1億4千883万6千647円、歳入歳出差引残額は192万5千173円となったものであります。

下水道事業特別会計では、歳入が17億2千871万5千37円、歳出が17億751万4千34円、歳入歳出差引残額は2千120万1千3円となったものであります。

農業集落排水事業特別会計では、歳入が8千63万5千201円、歳出が7千931万9千985円、歳入歳出差引残額は131万5千216円となったものであります。

漁業集落排水事業特別会計では、歳入が1億3千662万1千438円、歳出が1億3千430万4千984円、歳入歳出差引残額は231万6千454円となったものであります。

以上、議案第75号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第4 決算特別委員会の設置

○議長（船木茂君） 日程第4、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第75号については、委員会条例第6条の規定に基づき、委員11人をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については委員11人をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次にお諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8

条第1項の規定に基づき当席より指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって委員を指名いたします。

杉本博治君、船木正博君、畠山富勝君、越後貞勝君、柳楽芳雄君、船木金光君、中田敏彦君、中田謙三君、船橋金弘君、佐藤巳次郎君、吉田直儀君。

以上、11名の諸君を決算特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よってただいま指名の諸君は決算特別委員会の委員に選任されました。

なお、決算特別委員会は、あす21日、午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

---

#### 日程第5 議案第76号から第79号まで及び報告第11号を一括上程

○議長（船木茂君） 日程第5、議案第76号から第79号まで及び報告第11号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議案第76号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 男鹿市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第78号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第79号 男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

報告第11号 平成18年度男鹿市一般会計継続費精算報告書について

---

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） それでは、ただいま議題となりました議案第76号から第79号まで及び報告第9号について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第76号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、県の給与改定に準じて、一般職の職員の給料月額及び子等に係る扶養手当を引き上げるとともに、期末手当の支給割合を引き下げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第77号男鹿市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第78号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第79号男鹿市教育長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本3件は、いずれも県の給与改定に順じて期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、報告第11号平成18年度男鹿市一般会計継続費精算報告書についてであります。これは、総合体育館建設事業に係る継続費の精算について報告するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 次に、議案の説明を求めます。板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） それでは私から、議案第76号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第79号男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案につきまして、いずれも地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでありますが、資料に基づき一括して説明させていただきます。

資料の平成19年度給与改定についてをご覧いただきたいと存じます。

平成19年度給与改定について、1は国の人事院勧告の概要であります。2は秋田県人事委員会の勧告であります。その(1)の給与改定についてでありますと、①の基本給は国の人事院勧告と同じであります。1級から3級までについて引き上げすることとしております。②の扶養手当も人事院勧告と同じで扶養親族たる子等の扶養手当を月額500円引き上げ6千500円とすることとしております。③の期末勤勉手当につきましては、年間支給月数4.45月を4.35月とし、国とは違います。期末手当を0.1月分引き下げるとしております。④の実施時期でございますが、①の基本給及び②の扶養手当は平成19年4月1日から、③の期末勤勉手当につきましては、交付日の属する月の翌月の初日としております。

(2)の県での取扱い方針でありますと、県では県の人事委員会の勧告を完全実施し、特別職等の期末手当についても連動して実施することとしているとのことです。

3の本市の取扱い方針でありますと、県内の実態を調査し、その状況を反映している県人事委員会勧告に準じて改定いたすものであります。

次のページをお願いいたします。

2ページは本市の給与改定内容についてであります。

県の人事委員会勧告及び県の給与改定に準じて改正するものであります。1の給料表は、給料表の若年層に係る給料月額を引き上げる、給与改定率は0.11パーセントとなります。2の扶養手当は子等に係る扶養手当の支給月額を、月額現行6千円を6千500円に引き上げるもので、以上の1と2につきましては、平成19年4月1日から適用するというものです。3の期末手当につきましては、年間の支給月数を0.1月分引き下げるもので、平成19年12月支給する期末手当の支給割合は一般職が改正前100分の160を改正後100分の150に、特別職と議会議員は100分の175を100分の165とするものであります。

また、平成20年4月以降に支給する期末手当の支給割合は、恐れ入りますが1ページの2の秋田県人事委員会の勧告の表をご覧いただきたいと存じますが、一般職の職員の例であります。本年度の6月期、12月期の支給月数を来年度、6月期は0.05月分引き下げ、12月期は逆に0.05月分を引き上げるものであります。

恐れ入ります。2ページにお戻りいただきたいと思います。

これに準じまして、特別職、議会議員の支給割合も各条例の第2条で改正いたすものであります。

以上によりまして、4議案の条例を改正いたすものでございます。ちなみに4の給与改定率は0.25パーセント、これらの改正に伴う概算所要額は全会計で合わせて約1千900万円の減額となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって本4件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第76号から第79号まで一括して採決いたします。本4件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって議案第76号から第79号までは原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は終了いたしました。これにて11月臨時会を閉会いたします。

---

午前10時31分 閉　　会

# 会議録署名議員

議長 船木茂

議員 中田俊雄

議員 大森勝美

